

神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年 3月18日

神河町長 山 名 宗 悟

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

神河町 加納地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年 1月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

◆経営体数	法人	0経営体
	個人	0経営体
	集落営農	1組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

◆担い手は、十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

加納営農組合が、法人となった場合、農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

【農地の利用】

現在は、東柏尾営農組合、（認）廣納佳則氏、（認）橋本直樹氏、安田義之氏が水稲、麦、大豆、小豆の2年3作の土地利用型農業を、その他の農家は、ブロックローテーションにあわせた農業を展開しています。しかしながら、今後の農地の管理については、個人の農家が管理できなくなった農地は、加納営農組合が管理を行う。また、地域の環境保全のため、加納区民全体で営農に協力する。平成31年度から加納営農組合は、小豆の生産を行い経営面積の拡大を図る。

【担い手について】

加納営農組合は、現在、作業受託（田植、刈取り）で、経営を行っているが、平成30年

度から農家が管理できなくなった農地を特定農作業受託し、農業経営を行う。

当面は、加納営農組合としてほ場の管理を行うが、近隣地域で広域での法人化が組織された場合、その組織への移行も検討する。

【農地の出し手】

中心となる経営体と連携する者（兼業農家・自給的農家）は、農地の貸付けに協力する。また、他の農家と利用権を結ばれている農地の所有者は、出来るだけ、中心経営体への移行を検討する。

【農地の保全】

・農地の保全で一番労働力がかかる草刈作業については、農地を守り、環境を守り、地域を守るため、出来る限り相互協力を行う。更に、多面的機能交付金を効率よく利用し、農業用施設の管理、農地の保全を行う。

【鳥獣害対策】

・定期的に点検を行いながら、国、県、町の交付金を活用し、防護柵の設置、修繕を行い。獣害を最小限に抑える。

補助メニュー：鳥獣被害防止対策交付金、神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金